

令和2年10月9日

◎浜田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎浜田委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《公営企業局》

◎浜田委員長 それでは、公営企業局について行います。

まず、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎橋口公営企業局長 公営企業局からの提出議案は、病院事業会計に係ります補正予算を1件お願いしてございます。また、報告事項が1件ございます。

補正予算でございますが、県立病院における新型コロナウイルス感染症の対応のための増額補正をお願いしております。内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を交付するための費用と、感染症患者の対応に必要となります医療機器を整備するための費用でございます。

報告事項につきましては令和元年度下半期の県立病院におけます医療事故に関する取りまとめ、包括的な公表でございます。詳細につきましては担当課から説明をさせていただきます。

◎浜田委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈県立病院課〉

◎浜田委員長 県立病院課の説明を求めます。

◎近藤県立病院課長 それでは提出議案につきまして御説明させていただきます。資料①令和2年9月高知県議会定例会議案(補正予算)の15ページをお願いします。

まず、第2条収益的収入でございますが、新型コロナウイルス感染症のリスクを抱えながらも継続して業務に従事する県立病院に勤務する医療従事者等に対し慰労金を給付するための一般会計からの補助金を特別利益として、あき総合病院で1億1,460万円、幡多けんみん病院で1億4,360万円を増額補正し、支出として同額を特別損失に増額補正いたしております。

この慰労金につきましては、国から示された基準に基づき、患者と接する業務を行った委託事業者の従事者を含む職員に対し、1人当たり20万円を支給するもので、安芸、幡多の両病院合わせて1,200名余り分を計上いたしております。今議会で議決いただきましたら、10月中に交付申請し、11月下旬の国保連から入金後、対象者には12月中に給付をしたいと考えております。

続きまして、16ページを御覧ください。第3条資本的収入でございます。

新型コロナウイルス感染症への対応に必要なとなる機械備品・外来診察室等で使用する簡易陰圧装置や幡多けんみん病院の感染病棟で使用する移動型デジタルエックス線撮影装置、超音波画像診断装置などを整備する費用に対する、一般会計からの補助金6,417万1,000円を増額補正し、支出として同額を建設改良費に増額補正し、県立病院における医療提供体制の充実を図ることとしております。

以上でございます。

◎浜田委員長 質疑を行います。

(なし)

◎浜田委員長 質疑を終わります。

以上で公営企業局の議案を終わります。

《報告事項》

◎浜田委員長 続いて、公営企業局から1件の報告を行いたい旨の申出があつておりますのでこれを受けることにします。

県立病院における医療事故の包括的公表について、県立病院課の説明を求めます。

◎松本県立病院課企画監（経営企画担当） それでは、お手元の報告事項と書かれた資料で赤のインデックス、県立病院課と書かれたページをお願いします。

今回御報告する医療事故等につきましては、昨年10月から本年3月までに発生いたしました令和元年度下半期の県立病院における医療事故の包括的公表についてでございます。

まず（1）医療事故等に対する取組ですが、医療事故を防止し安全性を高めるためには、病院内で起きたあらゆる事例についての情報収集に努め、その原因の究明を行った上で再発防止策を検討するなど、医療従事者間での情報共有と必要な対策の徹底を図ることが重要でございます。

そのため、県立病院では、患者さんへの被害は発生してないものの、診療の場で「ヒヤリ」とか、「ハッ」としたインシデント事例なども含めまして、病院内の各部署から報告をもらい、原因分析を行うとともに対策を講ずるようにしております。こうした院内における報告から対策の徹底までの一連の流れを図でお示ししております。これらの医療事故等について、年2回、議会常任委員会において件数等を包括的公表として報告しております。

次に、（2）令和元年度下半期のインシデントを含めた医療事故等の件数でございます。左側の表右下の計のところでございますけれども、両病院を合わせますと1,121件となります。医療事故等について、障害の永続性と程度でレベル区分をしております。そのほとんどは患者には実害のなかったレベル1のものや、治療の必要性がなかったレベル2の事例となっております。この2つで全体の96.8%を占め、これに簡単な処置や治療

を要したレベル3 Aの事例を含めると、99.6%となっております。

なお、県立病院における医療事故の公表について、公営企業局において基準を定めており、年2回の件数等の包括的公表とは別に、死亡事故レベル5と障害の程度が高度となったものレベル3 bと4 bのうち、病院に過失または過失の疑いがあるものについては、個別に事故の概要や対策等を公表しております。

1番下の表がレベル別の事例の抜粋でございます。

レベル1ではCT撮影において腹部から骨盤腔にかけて撮影すべきところ、誤って胸部から撮影してしまったり事例など、レベル2では取り違えて別の入院患者に薬を投与したため、投与された患者の観察が必要となった事例など、レベル3 aでは、カリウム内服薬の中止指示が出されていたにもかかわらず服用が継続されたことで高カリウム血症となったため、薬物療法が必要となった事例や、造影CT検査で造影剤を投与する際、肘関節近くの血管ルートの確保ができなかったことから、手関節近くの血管に再度注射針を刺して投与いたしました。同じ血管であったため、薬剤が血管外に漏出し、患部のクーリングと軟膏の塗布を要した事例など、レベル3 bでは、入院患者の排せつ介助をする際、患者に手すりを持ってもらったが、看護師が手を離れた瞬間に患者が転倒、骨折し、手術が必要となった事例や、入院患者がポータブルトイレ使用后、ベッドに戻ろうとした際に転倒、骨折し手術を要した事例などがございます。

レベル5はいずれも死亡事故であり、入院患者が食事中に食べ物を誤って飲み込んでしまい、窒息した事例と、ペースメーカー植込術を施工した患者が術後、肺出血を起こし、亡くなられた事例でございます。

表の右側には、再発防止に向けた改善策を記載しており、医療行為のそれぞれの作業、手順において確認を徹底したり、患者の観察や情報共有を強化してまいります。

レベル3 bの事例の3件のうち、残り1件につきましては、本年の2月議会におきまして、当委員会でも報告し、既に個別に公表も行っております。レベル3 bのこの2件とレベル5の2件は、いずれも各病院内に設置しております院長以下、医師等による委員会において、病院に過失はないものと判断しております。

一方で、患者本人や御家族の皆様に対しまして、その経過や病院における対応などを丁寧に御説明いたしますとともに、1番最後の事例については、右側の改善策にも記載しているとおり、外部の専門家による調査を行い、助言をもらうなど、再発防止に努めてまいります。

今後とも、医療事故等が発生した場合は、その原因究明と改善策の検討を行い、職員間での情報共有と必要な対策の徹底を図ることにより、安全安心な医療の提供確保に努めてまいります。

以上でございます。

◎浜田委員長 質疑を行います。

◎山崎副委員長 医療事故は医師も看護師も一生懸命やっていたので、結果なので、もちろんないほうがいいんですけども、全てなくすというのはなかなか厳しいのかなと思うんです。よく私が相談を受けるのは、そういったことがあった後の、先ほども言われてましたけれど、対応を丁寧にしてもらいたいというところでした、誠実に向き合っているということなんですけれど、その後の病院の対応などに対して、患者の御家族からやはりこの対応はどうなんだといったような苦情といますか、訴えなどの現状はどうなんでしょうか。今、分かる範囲で構いませんが。

◎松本県立病院課企画監（経営企画担当） 現在のところ、そのようなことで、何か話があるということはこちらのほうには入ってきておりません。

◎山崎副委員長 県立の病院ですのでしっかりそういったところを丁寧をお願いしたいと思います。

◎浜田委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎浜田委員長 それでは、これより採決を行います。今回は議案数5件で、予算議案2件、条例その他議案2件、報告議案1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号令和2年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎浜田委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって、原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号令和2年度高知県病院事業会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎浜田委員長 全員挙手であります。よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎浜田委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案を原案

どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、報第24号県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告を原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎**浜田委員長** 全員挙手であります。よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり承認することに決しました。

それでは執行部は退席願います。

(執行部退席)

《請願》

◎**浜田委員長** 次に、請願について審査を行います。

妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願についてを議題とし、審査いたしますが。

◎**塚地委員** 大変申し訳ないんですけども、取扱いも含めて相談させていただきたくて、審議に入る時間をちょっとずらしていただきたいんですが。提出者とも相談させていただきたいことがございまして、審議に入るのを少し待っていただけないでしょうか。

◎**浜田委員長** それでは、ここで休憩とします。再開は午前11時とします。

(休憩 10時16分～10時59分)

◎**浜田委員長** それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

請願について審査を行います。

請第2号「妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について」は、請願者の代理人である紹介議員から本請願を取り下げたい旨の申出がありました。

ここで、請願の取下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。請第2号「妊産婦医療費助成制度の創設を求める請願について」は、取下げを承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎**浜田委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

《意見書》

◎**浜田委員長** 次に、意見書を議題といたします。

意見書案1件が提出されております。

ドクターヘリの安定・持続的運用への支援強化を求める意見書（案）が公明党、自由民主党、県民の会、一燈立志の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎**浜田委員長** 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小休）

◎ 私どもも賛成でございますので。

◎**浜田委員長** 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは12日は休会として、13日火曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく申し上げます。

本日の委員会はこれで閉会します。

（11時1分閉会）